

令和5年度さぬき市空き家リフォーム支援事業（空き家バンク登録住宅） Q&A

※下線内容は特にご注意ください（よくある問合せ及び変更点です）

Q 1. どのような人が「補助対象者」となるのか？

A 1. 申請日において、申請者本人及び同一世帯の方がさぬき市の市税及び国民健康保険税（申請日においてさぬき市に住民登録がない場合は現住所地の市町村税及び国民健康保険税、又は、さぬき市に転入した直後において市税の納付の状況を確認することができない場合は前住所地の市町村税及び国民健康保険税）を滞納していない方で、次のいずれかに該当する方が申請できます。

①空き家バンクに登録された空き家の所有者の方。

②空き家バンクに登録されている空き家又は空き家バンクに登録されていた空き家を購入された方又は賃借された方で、次の条件を満たしている方。

ア、売買契約を締結した日又は最初の賃貸借契約を締結した日から起算して6か月を経過していない方。

イ、この支援事業で、リフォーム工事（改修工事）等を行った住宅に、3年以上居住意思のある方。（申請書に、3年以上居住する旨の宣誓書（様式第2号）の添付が必要となります。）

ウ、賃借する場合にあっては、リフォーム工事（改修工事）等を行うことについての所有者の承諾を得ている場合に限りです。（申請書に、所有者の承諾書（様式第3号）の添付が必要となります。）

Q 2. 共有名義の住宅の場合、申請者は1名だけでよいのか？

A 2. リフォーム工事（改修工事）等契約者（代金を支払う方）になる方が申請してください。

ただし、交付申請書に、必ず他の共有者の空き家リフォーム工事同意書（様式は、市のホームページに掲載しています。）を添付してください。

Q 3. 所有する空き家に親族が住むことになったので、この支援事業を利用してリフォーム工事（改修工事）等を行う事ができるか？

A 3. この支援事業で、リフォーム工事（改修工事）等を行った住宅を、三親等以内の親族の方に売却や賃貸はできませんので、この支援事業を利用してリフォーム工事（改修工事）等を行う事はできません。

Q 4. 複数の住宅（空き家バンクに登録してる住宅）を所有していますが、すべての住宅について補助を受けられるか？

A 4. 申請者一人につき 1 住宅のみです。

ただし、営業（不動産業）を目的として所有している住宅は、補助の対象とはなりません。

Q 5. どのような住宅が補助対象となるのか？

A 5. 補助対象となる住宅（空き家）は、次の要件を満たしているものとなっています。

- ① 補助金の交付申請の日において空き家バンクに現に登録されている空き家（補助金の交付を受けた日から起算して引き続き空き家バンクに 3 年間登録が可能な空き家）又は空き家バンクに登録されていた空き家（補助金の交付を受けた日から起算して 3 年以上居住意思がある空き家）であること。（併用住宅含む）
- ② 所有者の方が補助金の交付を受けてから、3 親等以内の親族の方に売却又は賃貸しない住宅であること。
- ③ 別荘ではない住宅であること。
- ④ 補助金の交付決定日の日において、補助金の対象となるリフォーム工事（改修工事）及び家財道具の処分に着手していない住宅であること。
- ⑤ 過去にこの支援事業の補助金、さぬき市住宅リフォーム促進支援事業及びさぬき市住宅リフォーム支援事業による補助金の交付を受けていない住宅であること。
- ⑥ 補助金の交付を受ける申請年度内にリフォーム工事（改修工事）等が完了する住宅であること。

Q 6. どのような事業が補助対象外となるのか？

A 6. 次に該当する事業は補助の対象外となります。

- ① 外構、車庫、倉庫等のリフォーム工事（改修工事）
- ② 住宅構造のリフォーム工事（改修工事）を伴わない機器・備品等（浄化槽を含む）の購入及び設置工事
- ③ 家具の固定のための機器購入及び取り付け工事
- ④ 庭木の剪定及び除草等
- ⑤ 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号））に基づく特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為に関する料金に該当するもの

Q 7. 空き家バンクに登録されている空き家を確認するには、どうすればよいのか？

A 7. 空き家バンクに登録されている空き家は、「香川移住ポータルサイト-かがわ暮(ぐ)らし-」の中の「かがわ住まいネット」に掲載されていますので、ご確認ください。詳しい内容については、さぬき市総務部政策課 (Tel : 087-894-1112) にお問い合わせください。

Q 8. どのような事業が補助対象となるのか？

A 8. リフォーム工事（修繕、補修又は増築等）を、市内に事業所を有する法人又は個人が請負等で施工するリフォーム工事で、令和5年3月10日（金）までに実績報告を行う事が可能な工事が補助の対象となります。また、家財道具の処分については、さぬき市で一般廃棄物処理業の許可を受けている業者により実施する事業が補助の対象となります。（一般廃棄物処理業については、さぬき市生活環境課 (Tel : 087-894-1119) にお問い合わせください。

なお、補助対象となる事業の詳しい内容は、募集要領をご覧ください。

Q 9. 令和6年3月8日（金）までに実績報告を行う事が出来ない場合は、補助金の交付を受けられないのか？

A 9. 基本的には、交付を受けられませんので、施工を行う事業者の方と良く打合せを行い、令和6年3月8日（金）までに実績報告を行うようにしてください。

Q10. 自分で工事や家財道具の処分をする場合補助対象となるのか？

A10. 自分で行う工事や家財道具の処分は補助対象とはなりません。

Q11. 「市内に事業所を有する法人及び個人の事業者」とは？

A11. 市内に本店、支店、営業所等を置き住所を有し、法人市民税が課されている建築工事関連業務又は一般廃棄物処理業務を営む者です。市内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店なども含まれます。見積書や領収書を市内住所で発行できる事業者が対象になります。

Q12. 市で施工事業者の紹介をしてもらえるのか？

A12. 市では施工事業者の紹介は行いません。理由としては、業者の指定・不指定を行う基準がなく、基準を作るには、単なる書類上の審査では優良な施工業者として市が紹介することはできないため、難しいと考えています。お近くの業者をはじめ、電話帳、インターネット（リフォネット等）などでお探してください。

相談した業者の対応に不審を感じたら（財）住宅リフォーム・紛争支援センター（電話：０５７０－０１６－１００）へご相談ください。

Q13. 最近空き家を購入して、リフォーム工事（改修工事）等がすでに終わっている（もしくは、工事を既に開始している）が、これから補助を受けられるか？

A13. 補助対象とはなりません。正式な交付申請をしていただいた後、市で審査を行い、補助金の交付決定後に着手するリフォーム工事（改修工事）等の事業のみが補助対象となります。

Q14. ひとつのリフォーム工事（改修工事）等について、複数の事業者に分離して発注する場合（分離発注）は、事業全体が補助対象となるのか？

A14. 分離発注した場合には、交付申請時に複数の事業者の見積書を添付してください。ただし、複数の事業者いずれも市内の事業者であることが条件となります。

Q15. リフォーム工事（改修工事）等の代金をローンで支払った場合でも補助対象となるのか？

A15. 実績報告に領収書の添付が必要となりますので、実績報告までにリフォーム工事（改修工事）等の代金を全額支払った場合のみ補助対象となります。

Q16. 家財道具の処分の補助金をもらったのだが、続いてリフォーム工事（改修工事）をしようと思うが、申請できるのか？

A16. この支援事業に対する補助金の申請は、申請者一人について１回限りです。一度、家財道具の処分補助金を交付していますので、申請することはできません。

Q17. 補助金の交付額はいくらになるのか？

A17. 補助金の交付額は、補助対象事業に要する経費の５０パーセントに相当する額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）となります。

上限額については、リフォーム工事（改修工事）に要する経費は１００万円、家財道具の処分に要する経費は１０万円となります。

Q18. 補助金の交付申請は、先着順か抽選となるのか？

A18. 交付申請は、先着順により随時に受付を行い、申請が予定している予算額に達した時点で受付は終了となります。

Q19. 「交付申請書」はどうすればいただけるのか？

A19. さぬき市のホームページから様式をダウンロードして申請書を作成してください。また、都市整備課の窓口でも申請書類を配布いたします。

Q20. 「交付申請者」は誰になるのか？

A20. 空き家バンクに登録している空き家の所有者の方、空き家バンクに登録されていた空き家を購入した方又は賃借された方で、リフォーム工事（改修工事）等の契約者が申請者となります。

Q21. 「交付申請書」の提出は、郵送でも可能なのか？

A21. 郵送による申請の受け付けはしていません。申請時に申請内容をお聞きする必要がありますので、募集期間中に、都市整備課の窓口まで必ず持参してください。

Q22. 「交付申請」は、代理人（リフォーム工事等の施工業者等）が代行して行っても良いのか？

A22. 代理人（リフォーム工事等の施工業者等）が申請者から委任を受けて申請するのであれば、代理での申請も可能です。この場合は、委任状が必要となります。ただし、申請者は、あくまでもリフォーム工事（改修工事）等の契約者になります。

Q23. 見積書の内訳はすべて「一式」で良いのか？

A23. 可能な限り、数量と単価を記載してください。詳細が確認できる内容になるようにご協力をお願いします。

Q24. 太陽光発電システムの設置工事は補助対象となるのか？

A24. 補助対象となりません。

太陽光発電システムの設置工事については、さぬき市住宅用太陽光発電システム設置促進事業商品券交付制度費及び香川県住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金を利用できる場合がありますので、さぬき市生活環境課（TEL：087-894-1119）・香川県環境政策課（TEL：087-832-3215）にお問い合わせください。

Q25. エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム）の設置工事は「補助の対象」となるのか？

A25. 設置のための配管接続工事等を伴う場合は交付の対象となります。

Q26. エコキュート（自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯機）は「補助の対象」となるのか？

A26. 設置のための配管接続工事等を伴う場合は補助の対象となります。

Q27. オール電化を行う場合は「補助の対象」となるのか？

A27. 市内事業者と請負契約して電気設備工事等を行う場合は補助の対象となりますが、家電量販店等で機器を購入し、設置のみを行う場合は補助の対象となりません。

Q28. エアコンや照明器具の設置については「補助の対象」となるのか？

A28. エアコン、照明器具、電話、テレビ（パソコン）等の電気製品や市販家具、ガス・石油暖房器具等、持ち運びができる住宅設備の購入・運搬費や設置費については交付の対象となりません。ただし、設置する部屋のリフォーム工事と併せて設置する場合は、住宅設備の設置費用（配線・配管工事費等）に限り、補助の対象として追加できます。

Q29. ウッドデッキの設置工事については「補助の対象」となるのか？

A29. ウッドデッキについては、居住スペースではありませんので、補助の対象となりません。

Q30. バルコニーの設置工事については「補助の対象」となるのか？

A30. バルコニーについては、居住スペースではありませんので、交付の対象となりません。

ただし、既存のバルコニーやベランダの老朽化による雨漏り等で快適な居住に支障が出ている場合は、その修繕費用はリフォーム工事の対象となります。また、撤去費についても、補助の対象として追加できます。

Q31. サンプルームの設置工事については「補助の対象」となるのか？

A31. サンプルームについては、居住スペースとして利用する場合は補助の対象となりますが、植物観賞用の温室等に利用する場合は補助の対象となりません。

Q32. カーポートや車庫の設置工事については「補助の対象」となるのか？

A32. カーポートや車庫については、居住スペースではありませんので、補助の対象となりません。

Q33. ウォシュレット（温水洗浄機能付便座）のみの取替えや設置は「補助の対象」となるのか？

A33. 補助の対象となりません。

ただし、便器の取替え工事と合わせて設置するものは補助の対象となります。

Q34. 窓ガラスのみの交換は「補助の対象」となるのか？

A34. ガラスの破損等に伴う交換は補助の対象となりません。

ただし、建具、開口部の取替えに合わせて設置するものや窓の断熱改修工事によるガラスの取替えは、補助の対象として追加できます。

Q35. 網戸や雨戸のみの交換や取替は「補助の対象」となるのか？

A35. 補助の対象となりません。

ただし、建具・開口部のリフォームに合わせて設置する場合は、補助の対象として追加できます。

Q36. カーテン・ブラインドのみの交換や取替は「補助の対象」となるのか？

A36. 補助の対象となりません。カーテンレールの取付けを伴う場合においても補助の対象となりません。

ただし、設置する部屋のリフォーム工事（改修工事）と併せてカーテン等を設置する場合は、レールの設置費に限り、補助の対象として追加できます。

Q37. 住宅用火災警報器の設置工事は「補助の対象」となるのか？

A37. 補助の対象となりません。

ただし、リフォーム工事と併せて設置する場合は、補助の対象となります。

Q38. 渡り廊下の設置工事は「補助の対象」となるのか？

A38. 住居部分（母屋）と住居部分（離れ）を接続する渡り廊下で、屋根と壁で構成されたもの（室内型）であれば、補助の対象となります。

ただし、住居部分（母屋）と附属屋（非住居部分）を接続するものであったり、屋根のみで構成された開放型の渡り廊下は、補助の対象となりません。

Q 39. 別棟のみのリフォーム工事（改修工事）は「補助の対象」となるのか？

A 39. 住居（子供部屋、離れ部屋等）として利用しているのであれば、補助の対象となります。

ただし、車庫や倉庫と併用している場合は、住居部分のみが交付の対象となります。

また、同一住宅において補助申請ができるのは1回限りですので、年度が変わっても、関係する住宅（母屋やその他別棟）の申請はできません。

Q 40. 同一敷地にある住宅以外の建物を住宅に模様替え等をする場合は「補助の対象」となるのか？

A 40. 住宅に附属する住宅以外の建物（車庫、物置、倉庫、納屋等）又は併用住宅の住宅以外の部分を住宅の用途に模様替えなどのリフォーム工事（改修工事）を行い、住宅として利用するものであれば、補助の対象となります。

Q 41. ホームセンター等で販売されている鋼板製の物置やアルミ製品のカーポートの設置は「補助の対象」となるのか？

A 41. 住宅でないため補助の対象となりません。

Q 42. 玄関に至るまでのスロープや手すりの設置工事は「補助の対象」となるのか？

A 42. スロープや手すり等のいわゆる外構工事は、バリアフリー性能の向上を伴うものであっても補助の対象となりません。

Q 43. 設備工事と増改築工事を別々に契約する場合は、両方ともに「補助の対象」となるのか？

A 43. 別々に契約する工事の合計額を補助の対象とすることができます。
この場合は、交付申請書に各工事の見積書を添付する必要があります。

Q 44. 合併浄化槽設置工事については「補助の対象」となるのか？

A 44. 合併浄化槽設置工事については、さぬき市浄化槽設置整備事業補助金の助成対象となりますので、補助の対象となりません。

ただし、住宅内の便所、台所、風呂等に改修を併せて行う場合は、住宅内のリフォーム工事（改修工事）部分は補助の対象となります。

さぬき市浄化槽設置整備事業補助金については、下水道課にお問い合わせください。

Q45. 下水道への接続工事については「補助の対象」となるのか？

A45. 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水への接続工事については、住宅内の便所、台所、風呂等のリフォーム工事（改修工事）を行う場合は、住宅から外の公共枡までの配管工事を含めて補助の対象となります。

Q46. 屋根の修理など工事前に写真を撮るのが困難な場合は、どうすればよいですか？

A46. 写真を撮ることができない箇所については、施工業者に工事を行う直前に撮影してもらい、実績報告時に添付していただいても構いません。
また、壁の塗替え等、工事前と後の違いがわかりにくい箇所については、施工中の写真を添付するようにお願いします。

Q47. 補助金交付決定通知を受けた後に、工事等の内容が変わった場合は、どうすればよいのか？

A47. 補助対象事業の内容等を変更する場合は、変更する事業（リフォーム工事等）に着手する前に、変更を行う部分がわかる図面又は写真等を添付して、空き家リフォーム支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）を提出して承認をもらってください。

Q48. 補助金交付決定通知を受けた後に、事業を廃止することになったが、どうすればよいですか？

A48. 補助対象事業を廃止する場合は、空き家リフォーム支援事業廃止承認申請書（様式第6号）に交付決定通知書を添えて提出してください。

Q49. 市役所の職員がリフォーム工事等の現場に確認に来るのか？

A49. 必要に応じて現場を確認させていただく場合がありますので、確認させていただく場合には、ご協力をお願いします。
なお、現場確認を行う場合は、事前に連絡いたします。

Q50. 実績報告時に必要な添付書類のうち、「補助対象事業費の請求書の写し」の内訳はすべて「一式」で良いのか？

A50. 請求書の写しに添付する内訳書については、すべて「一式」ではなく、工事等の内容と工事費の内訳がわかるものにしてください。

Q51. 実績報告時に必要な添付書類のうち、「補助対象事業費の支払いが確認で

きる書類の写し」とはどのようなものか？

A51. 施工業者の方に支払ったリフォーム工事（改修工事）等の領収書等で、支払った金額がわかるものです。請求書の写しの額と同額となるものがが必要です。

Q52. 補助金はどのように支払われるのか？

A52. 実績報告書の審査終了後に、補助金等の交付確定額を通知しますので、確定通知受領後に補助金等交付請求書（様式第8号）を提出してください。補助金等交付請求書受領後に、申請時に提出していただいた「支払金口座振替依頼書」に記載された振替口座に補助金を振り込みます。